

官民競争入札等監理委員会
第 59 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 59 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 3 月 31 日（水）16:30～17:55

場 所：中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

1. 「公共サービスの見直しの進め方」についての進捗状況報告
2. 実績評価（案）について
 - ・登記簿等の公開に関する事務
 - ・森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務
 - ・農林水産省統計 3 調査
3. 農林水産省統計 3 調査の事業計画（案）について
4. 実施要項案審査の指針と手続の見直しについて
5. 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告への対応について

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、野原委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

枝野大臣、大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）

藤岡内閣府審議官、松山政策統括官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので「第 59 回官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日は内閣府の政務三役として公共サービス改革を御担当いただいております枝野大臣、それから大塚副大臣、田村大臣政務官にそれぞれ御出席をいただいております。

まず、お三方の方から御挨拶をいただきたいと思います。枝野大臣、よろしくお願いたします。

○枝野大臣 仙谷大臣の後任といたしまして、2月から公共サービス改革の担当をいたしております枝野でございます。委員の皆様方におかれましては公共サービスの改革のため御尽力をいただいておりますことに改めて厚く御礼を申し上げます。

質の向上とコスト低減の観点から本格的に公共サービスの見直しを進めていくための対象事業について、官民競争入札等監理委員会において御審議いただいておりますが、本年6月には公共サービス改革の基本方針を取りまとめて、大きく前進をさせていきたいと考えております。

必要があれば、私を始めとして政務三役が前面に立って各省等と直接折衝し、公共サービスの改革を前進させていきたいと考えております。

また、更にはその先には公共調達全般の改革という観点から、更に本委員会、あるいはその事務局体制を含めて体制を強化することも視野に入れて、今、検討を始めておりまして、今後も各委員の皆様方からも御意見を賜りながら、政務三役において検討をしてみたいと考えております。

引き続き、委員の皆様方には落合委員長を始め大変な御苦勞をおかけをいたしますけれども、お力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、担当大臣として挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いたします。

○落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして大塚副大臣にお願いたします。

○大塚副大臣 御紹介をいただきました担当の副大臣を仰せつかっております大塚耕平でございます。枝野大臣は2月からでございますが、私と大臣政務官の田村さんは1月から担当になりましたが、御挨拶が遅れましたことをお詫びを申し上げたいと思います。

この官民競争入札等監理委員会の方向性については、今、枝野大臣がお話しになったとおりでございますが、前政権から続いている様々な行政事務の中で見直すべきものは見直して、そして少し民間の委員の皆さんに御苦勞をかけ過ぎていたところはしっかりと体制を立て直すという作業を、今、順次、行わせていただいております。

この3人で担当しております規制改革などはかなり体制の立て直しが終わりました、新しいスタートを切り始めておりますので、この官民競争入札等監理委員会におかれましても委員の皆様方のこれまでの御苦勞に感謝を申し上げますとともに、しかるべき時期にしっかりと体制を立て直して、引き続き御協力を賜りたいと思っております。御指導のほど、どうぞよろしくお願申し上げます。

○落合委員長 ありがとうございます。続きまして、田村大臣政務官、お願いたします。

○田村大臣政務官 担当大臣政務官の田村謙治でございます。本日はどうもありがとうございます。既に、大臣、副大臣の今の言葉ではば尽くされておりますけれども、大臣もおっしゃいましたように、今後、体制を含めてより日本のために、あるいは国民のためにどういった形がいいのか。この公共サービス改革そのものをどうしていくかということも含めて、委員の皆様にも個別にも御意見をいただきながら、しっかりと検討をまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○落合委員長 ありがとうございます。非常に心強いお言葉をいただきまして、委員会としても非常に期待をしております。

それでは、早速、本日の審議に入りたいと思います。議題は議事次第のとおりでありますけれども、最初の議題であります「公共サービスの見直しの進め方」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○上野参事官 それでは、資料1等に基づきまして御説明をさせていただければと思います。資料1につきましては「公共サービスの見直しの進め方」についてということで、これは昨年12月10日に仙谷大臣から官民競争入札等監理委員会に配付された資料でございますけれども、この11項目につきまして質の向上とコスト低減の2つの観点から見直しを進め、今年6月までに事業の選定を行って公共サービス改革基本方針を取りまとめることになっているわけでございます。

この各項目につきまして、担当参事官の方から簡単に現状、状況を報告させていただければと思っております。

まず、施設管理でございますけれども、この資料1の一番後ろに絵がございます。2つありまして、その1つ目の方でございますが、「霞ヶ関8庁舎等の施設管理への公共サービス改革法の民間競争入札の導入について」ということございまして、これは霞ヶ関8庁舎等につきましてこれまで検討してきたわけでございますが、平成21年9月から平成22年3月にかけての変化、進捗状況を整理しているところでございます。

この×（バツ）、△（三角）、○（丸）、◎（二重丸）という形で、この状況を整理してございますけれども、◎が平成23年4月からの実施をするということで、最終的に、今、結果としてこの◎の状態になってきているというございまして、右側に政務三役を中心とした取組について整理しておりますけれども、これまでの取組によりまして、8庁舎につきまして前向きな回答が得られたほか、防衛省・自衛隊施設につきましても前向きな回答が得られているところでございます。

それから、右下のところでは財務省の関係で財務局・税関・国税庁管理庁舎、これらにつきましても各府省から前向きな回答が得られているという状況でございまして、全部合わせますと年間約100億円規模の事業に、今後、民間競争入札の導入等がなされていくことになるという状況でございます。

施設については以上でございます。

○山西参事官 続きまして、お手元の資料1の1枚目の3番目の「公物管理」、5番目の「米の売買管理」、そして「警察通信関係業務」につきまして、資料1の最後のページの絵で説明させていただきたいと思いません。

田村大臣政務官出席の下、各省庁の天下りや発注方法の効率化・透明化等について、行政刷新会議のスタイルの会議を開催し、4省庁8分野の事業、年間にいたしまして1,541億円について、現在のところ、以下のような成果が上がっております。

道路、河川、公園、空港施設、国有林、また警察通信、米の売買管理、このようなものについて昨年の年末の段階ではかなり各省庁の方で公共サービス改革法に基づく入札について受け入れることができないという姿勢が濃厚でございました。

本年に入ってから、枝野大臣、田村大臣政務官より、協力依頼のレターを出していただきまして、そして具体的にここの公物管理分科会、ここには田村大臣政務官の出席の下、片山主査、逢見副主査等が出席されましたけれども、個別の問題について長官・局長クラスで会議を実施いたしました。

そこで1者応札・随意契約の改善や民間事業者の参入促進について議論をしたところ、現在、道路、河川、空港施設、公園、警察通信、国有林等において総額が1,000億円を超える事業についての民間競争入札の方向での検討が、今、進んでおります。

また環境省の国民公園、農林水産省の米の売買管理につきましては、現在、政務三役での折衝が開始されているところでございます。

次に、「防衛装備品の補給・維持」について説明させていただきます。

これにつきましては、もともと防衛省、平成21年の夏の段階で「防衛装備品の受注方式についての改革」という話が防衛省より提案がありましたが、それに加えて今月に入ってから特に航空自衛隊の事務用品の調達の問題について、公正取引委員会における調査が入っているというのが新聞報道でもなされているところでございます。

今週に入り、防衛省に対しまして航空自衛隊ひいては自衛隊の物品調達についての見直しを平成22年6月基本方針改定に向けて検討したいというところで、今、調査を開始するという連絡をしたところでございます。

次に11項目の中で10番目の「国立大学法人の事務」についてでございます。

これにつきましては、国立大学法人分科会の方で本田主査、前原副主査の下で首都圏の東京大学、一橋大学、東京医科歯科大学等、7つの大学にヒアリングをやっていただくと同時に、今年に入り、86の全法人に対して施設管理と図書館業務等についての調査を実施しているところでございます。

その結果がほぼまとまりつつありますので、4月上旬に分科会を開催していただきまして、そこで文部科学省の方から今後の検討性について聴取したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○森丘参事官 「公共サービスの見直しの進め方」、2番の「統計調査」でございます。郵送調査で事業所が対象の調査につきまして、これは悉皆ですべて調査いたしまして、2月の統計調査分科会で報告するとともに事業者団体からヒアリングをしております。

その後、個別の民間事業者からも意見を聴取する、あるいは既に民間委託をしているものについても契約、入札の状況を調査するという作業を行っております、市場化テストの対象事業を検討していくという状況でございます。

それから、4番の「財務局の普通財産の管理処分等業務」でございますが、これは3月2日の公共サービス改革小委員会で財務省からヒアリングをしております。今後、基本方針に向けて具体的な事業として記載する方向で事務的に調整してまいるといいう状況でございます。

続きまして、7番の物品調達・管理、旅費の関係でございますが、これらにつきましては従来から内閣官房を中心に合理化・効率化が検討されており、様々な工夫の一つとしてアウトソーシングは考えられないかということで検討しているということでございます。

特に旅費につきましては、職員の声などで制度面、運用面のいろんな指摘がございますので、現在、内閣官房の方で検討中ということでございますので、当方でもそういったことも踏まえつつ検討を進めてまいりたいということでございます。

11番目の「地方公共団体の市場化テスト」でございますが、地方や民間事業者からの意見・要望を踏ま

えまして、特に制度的な課題がある場合には法律の特例などについて積極的に検討していこうというスタンスでございまして、平成 22 年 2 月には地方公共団体との研究会、あるいは国民の声の集中受付期間というものもございまして、そういうところで意見・要望等をお聞きしているということでございます。

検討状況としては以上でございます。

○山谷企画官 9 番の「供託」でございますけれども、2 月 12 日に公共サービス改革小委員会を開きまして、法務省からヒアリングを行っております。その際、法務省からは、供託事務につきましては申請された案件が根拠法に基づいて供託として受け取っていいものかを審査する高度な法律審査事務であるため、法務局職員が行っているという主張がなされております。

仮に民間に出すということであれば、例えば弁護士などの資格がなければ難しいのではないかとということですが、ただ、そういったときに公共サービス改革法が目指している効率化に当たるかどうかということとは非常に疑問があり、市場化テストのメリットはなかなか無いのではないかと主張がなされたところでございます。

これに対して公共サービス改革小委員会で、委員の方から高度な知識が必要ということですが、法務省はその解釈にかなり迷うような事例を幾つか出して高度な専門知識が要るということを説明しましたが、それが全案件の中の一般的な、平均的な難易度なのかどうかということが明らかでないという主張がなされておりました、例えば簡単なものを類型化して切り出せないかとか、そういった指摘がなされております。

今後は平成 22 年 4 月に公共サービス改革小委員会を開きまして、今の指摘、あるいは議論につきまして審議をした上で一定の結果を出したいと考えております。

以上でございます。

○落合委員長 そうしますと、事務局の方から説明があったわけですが、本件につきまして政務お三方の方から何かございますでしょうか。では、田村大臣政務官、よろしくお願いいたします。

○田村大臣政務官 大臣政務官の田村でございます。今の御説明に少しでも補足をさせていただきますと、今、御覧をいただいた資料 1 の最後の紙の裏表のその絵の辺りに私はかなり関わっているわけですが、平成 22 年 1 月以降、大塚副大臣と私が担当になりまして、例えば先方の担当省庁の事務方がこう言っていると。でも、例えばそれは現状分析しないとわからないとか、この施設管理の青三角とかは単に棚上げのような感じだったわけですが、それはできるだろうと。

相手省庁の政務三役に、少なくとも大臣政務官に上げるようにと行って、事務方ベースでやると相手省庁も大臣政務官まで上げた時点でもうすぐにあっさり飲んだというのがほとんどでございます。

今、残っておりますのは、この最後の紙の一番右下に平成 22 年 3 月に政治主導で今後決着を目指す分野がありまして、国立公園、国民公園の維持管理業務、米の売買管理が、今、大臣政務官レベルで交渉しているところでありまして、今後、大臣政務官レベルで決着がつけばいいなと思っておりますけれども、例えばこの国民公園は新宿御苑の公園の維持管理を財団法人が受注をしている天下り団体ですけれども、そういったところを、今、大臣政務官レベルで折衝してしまっていて、大臣政務官レベルでらちが明かない場合には、必要に応じて副大臣レベルに上げてということを行おうとしているところでありまして、それ以外は相手省庁もこの数か月でこちらの公共サービス改革でやろうというふうに、相当、スタンスが劇的に変わってきたということを補足させていただきます。

○落合委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○大塚副大臣 今、大臣政務官が御報告をさせていただいたような動きがこの2か月ぐらい、出始めてはいますが、委員の皆様方も恐らくこれまで御協力をいただいておりますが、確かに法律に基づいたこの官民競争入札等監理委員会ですら御協力をいただいておりますが、委員の皆様方の御尽力が起爆剤となって、あるいは政務の方もこれから深くタッチしていくという方向で、今、かじを切りつつありますので、そうした動きが起爆剤となって各省庁が自発的に公共調達の効率化をするというモメンタムを生み出せるかどうかという工夫を、平成22年度はしっかりしなくてはいけないと思っております。

今、事務方から仙谷前大臣が指示をされました公共サービス見直し11項目についての動きを御報告をさせていただいたのですが、このことを平成22年度も粛々とやるということにはとどまらないであろうと思っております。

また、とどまってはいけないと思っておりますので、今後、枝野大臣の下では、別途、事業仕分けという方法も駆使して、そういうモメンタムをどうやってつけていくかということを検討しておられますので、そうした動きともどのように連動させて、今まで委員の皆様方が土台を築いていただいたこの官民競争入札等監理委員会の動きをうまく発展をさせるか。そういうことを悩んでいるという状態であるということ、是非、御理解をいただきたいと思っております。

いわば田村大臣政務官はその先発隊としてとりあえず実態を大分フォローしてくれましたが、後発部隊で私が第二陣で行きまして、大臣の強力な本隊がやっと合流していただいた。今はそういう状況だということだけ御報告をさせていただきます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、御自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○榎谷委員 今、お聞きしてまして、大変すばらしい政治主導でやっていただいて、大変ありがたいなと思っております。ただ、これは今までの事例の話で、今後は違うかもしれません。

例えば、この何億円とか何十億円という数字が出ていますが、私はそのつもりで入札監理小委員会として、実施要項を作成するときのチェックをするところを主にやっております、できたものが何かもっと大きなものが出てくるかと思ったら、小さなゴミのようなものが結果的に出てきて、切り出し方についてもちょっとおかしいではないかというのは結構あります。

だから、これはこれでこれに切り出しをしますという方向づけは非常にいいと思いますが、その後の実際に切り出す段階でも何かやはりしていただかないと、入札監理小委員会では出てきたものをいろいろやりますけれども、「いや、もう、これは決まりました」と言われたら、結局、それに基づいてその実施要項をつくるしかないのです。

だから、大きな方向と、それからあと具体的にどう切り出すか、それがどのぐらいの規模なのかについても、また切り出し方についても、是非、政治の方でリーダーシップをとっていただけたらと思っております。

○落合委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。前原委員。

○前原委員 前原です。以前に構想日本の加藤さんにも申し上げたのですが、私は事業仕分けと官民競争入札等監理委員会がうまく連動すると非常に効果を発揮するのではないかと考えます。我々のやっている作業

は非常に地道な作業を積み重ねておりますが、今の御意見にあったように、この事業仕分けのところで非常にうまくやっていただくと効果が出ると思っておりますので、大臣、是非、よろしく願いいたします。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。はい。小幡委員。

○小幡委員 施設・研修等分科会の主査をやっております小幡でございます。資料1の図にございますように、大臣政務官の御努力で劇的に変わりました、施設、庁舎などはそもそも建て替えのときなどに民間のビルに入ったりしているわけでございまして、施設物ですので、前々から当然官民競争入札ができないわけではないと思っておりますし、そう申し上げていましたが、何か理論的に根拠がない理由、できないと言われてきたものが非常に多かったと思えます。

それが今回、まさにそのような理由はやはり本来成立しなかったのだということが明確になったということではないかと思えます。

多少心配しておりますのは、庁舎は、既に個別にかなり民間委託している部分があります。それを一括して官民競争入札にかけられる形にすることによって、どのぐらい本当に効率的になるかというところが今後一番のポイントになってくると思えますので、引き続き、どうかよろしく願いたいと思えます。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。逢見委員。

○逢見委員 逢見です。私は公物管理分科会を担当しておりますが、資料1の最後のページにございますけれども、我々の委員会は4年前からスタートしておりますが、公物管理でなかなか前進できなかったところが右端にあるような形で、今回、1,200億円を超えるものが民間競争入札になった。こういう点では大きな前進があったと思えます。

ただ、このブルーのところの下ところにヒアリングをしたときの指摘項目を4点ほど入れておりますが、ヒアリングをしていると実際にもう既に民間に出しておりますといっても、それが天下り法人であったり、あるいは実際には競争性のない1者応札であったりという形で、本当に民間参入がきちんと図られているか、あるいはその内容について第三者によるチェックが行われているかという、まだまだ問題点が残っております。

まだ、切り出されたからといってこれでいいということではなくて、まだ、その契約そのものに見直さなければいけない点多々あると思えますので、こうした点についても政務三役の御理解をいただきながら、より透明な、そして国民に対して開かれた入札制度にしていく必要があると思えます。

○落合委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。片山委員、どうぞ。

○片山委員 事業仕分けのときも一緒ですが、官僚の人たちはやはりとにかく何とかしのぎたいとか、彼らにとっての害を最小限にとどめるためにあらゆる努力をしている。霞ヶ関全体がそんなことばかりやりますから、ものすごい労力と時間のむだだと思っております。

もし彼らが変われば、税金を国民のために公正に効率的に使うのだとなればすごくスムーズに進むのですが、全く逆のベクトルを向いているんですね。

正直言いまして、自民党政権のときよりは政権交代の効果で進み具合はぐんと進みましたけれども、それでも霞ヶ関が変わったかという基本的には全然変わっていないくて、みんなしのぎと守り、そのためにいろんな手練手管を使うという状況です。

したがって、一番肝心なのはやはり官僚たちの意識を変えることだと思っております。これは非常に難しいこ

とですけれども、政権としてはこちらの方を並行してというか、重点を置いてやっていただければ、事業仕分けもこれも格段に進むのではないかという気がします。

私も昔、官僚をやっている、いろんなことを言いに来られる人がいます。勿論、政務三役にも耳に入っていると思いますけれども、今のような状態ではだんだん新規採用ができなくなるとか、天下りができなくて、官僚の上の方がたまってきて膨満状態になりつつあるという。これがいつまでもつかということだと思ふのです。

それで、甚だしきは、今、幾つかの役所はこういうことを言って回っています。大学の先生をつかまえて「公務員志望の人は、就職難で困るでしょう。早く官僚たたきの論調を変えないと学生たちの公務員就職ができなくなりますよ」と言って、半ば脅しのようにして回っているところがある。

要するにそれはもう従来どおりとは言わないけれども、天下りのルートをちゃんとつくってもらわなければ公務員の採用はできませんよ。だから、採用してもらいたい側からそういうのをバックアップしてくれということを書いて回っている役所もある。

これは1つの省だけではなくて、幾つかの省が相談しながらかなり組織的にやっていますね。そうやって世論を変えていこうとしているんですね。こんなことを見ていると、公務員制度を変えなければ、いつまでたってもなかなか改革は進まないだろうと思ふのです。

それで、もうこの霞ヶ関が膨満状態になっている、要するに辞めるべき人は今までのように肩たたきできないから辞められない、そうすると採用できない。こういう状態を解消するにはそれこそJALにならって整理退職というか、これまでとは違った早期退職を募るとか、多少、退職金を積み増しするとか、そんなことでもされたらよるしいのではないかと思ふのです。そんな風穴を開けて出すところを出さなければ彼らはいつまでもしがみついて、とにかく、今、しがみついて何とかしのいでということを一生涯命やっていますから、是非、その辺に風穴を開けていただくようにしていただければと思います。

○落合委員長 ほかにございますか、小林委員、どうぞ。

○小林委員 この公共サービス改革法はやはり「競争」がキーワードでして、効率性と質のレベルを競争することが本筋だと思うのです。今、私たちがやっていて非常に問題になってくるのは、質のレベルの設定は難しく、その応札した業者がなかなか最初からうまくはできないため、それを今までやっていたノウハウをやはり官から民に移行していくということが出てきます。

そうすると、今、官の持っているノウハウを民間に移転してしまう。そうすると、情報公開を進めていかないと、またそれが民にとっても必ずしも効率化とか質のレベルの向上に結びつかない場合がある。

ですから、競争を続けてよりよいものにしていくためには、やはり徹底的に情報公開を進めることと、ノウハウが一つのところに集積してしまうことで競争がなくなることを起こさないことが必要ですし、今、申し上げているのはつまり、今、政務三役の御努力で大変な民間競争入札の拡大が見込まれているわけですが、官の方が持っているノウハウというので官も競っていただきたい。

官民競争入札もやっていただきたいということもありますし、それから省庁間の情報公開を横断的に進めることによって、例えば公物管理なら公物管理でいろんな省庁が持っている公物があるわけですから、それを省庁横断的に民間事業者がどこでも参入できるという状況にあります。情報のルートがどうもやはり省庁別になってしまうので、なかなか全体的に、公物管理は何でもここはありますので、勿論、総務省のe-gov

があると思いますけれども、なかなかうまく民間事業者の方に情報が流通しないという問題もあると思うのです。

ですから、やはり競争を高めるためのいろいろなインフラ、ソフトの整備もしていかなければいけない。そのソフトの整備の一番重要なものはやはり情報公開であろうと。

今、マクロで言いましたけれども、マイクロでも省庁が出してくるその事業の案件の実施に要したコスト、実施の業務プロセスということが十分に識別されていない場合があって、非常にわかりにくいものになっている場合もあります。

したがって、マイクロの部分でも情報公開、そういう情報の徹底的な公開をしていかなければいけないと感じております。

○落合委員長 予定された時間がもうまいりましたので、まだまだ御意見はおありになるとは思いますけれども、またこのような意見交換の機会を設けていただいて。

○枝野大臣 すみません。

○落合委員長 はい、どうぞ。枝野大臣。

○枝野大臣 すみません。本当はもうちょっと時間の余裕をとってこの場に来たかったなど、今、思っております。反省をしております。

大変、有意義なお話を聞かせていただきました。それぞれ、すべてにコメントをしたいのですが、一つ、事業仕分けとの関係ということでは特に公物管理の道路、河川、ダム、空港等、それに関連する公益法人は間違いなくこの事業仕分け、次の機会に入りますので、事務レベルでも連携をさせますが、皆様方が関わっていただいた中でお気づきの点があれば、事務局を通じて御指摘をいただければと思っております。

また、国立大学法人もどういう在り方がいいのか。これは直接触るかどうかはまだ決めておりませんが、皆さんの観点でもしお気づきのことがあれば、御指摘をいただければと思っております。

それから、実は情報公開も私がある意味、若干関わって所管をしております。情報公開法の抜本見直しに向けた準備の作業を間もなくスタートさせますが、同時に、今御指摘いただいたように、求められたら公開するのではなくて、積極的に情報を開示して参加をしていただくという観点も、その議論の中で織り込んでいこうと、今、お話を伺って思いました。

是非、今後ともよろしくお願いを申し上げます。今日は短い時間で申し訳ございません。

○落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、枝野大臣、大塚副大臣、田村大臣政務官におかれましては、引き続き御尽力のほどをお願いいたします。

○枝野大臣 よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○落合委員長 それでは、枝野大臣、大塚副大臣、田村大臣政務官はここで退席されます。本日はどうもありがとうございました。

○枝野大臣 ありがとうございます。

○大塚副大臣 ありがとうございます。

○田村大臣政務官 ありがとうございます。

(枝野大臣、大塚副大臣、田村大臣政務官退室)

○落合委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第にもありますように、3件の実績評価

というものであります。

この実績評価につきましては、所管府省からの実施状況の報告に基づいて内閣府が実績評価（案）を作成し、入札監理小委員会において審議を行うということで、この手続を踏んでまいったわけであります。

本日はそういう審議過程を踏まえた上での実績評価（案）につきまして、御審議をいただきたいと思いません。

まず最初に「登記簿等の公開に関する事務」についてということで、内閣府より説明をお願いいたします。
○事務局 それでは、内閣府から説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。今回の評価対象である登記簿等の公開に関する事務の事業につきましては、1ページ目の表に概要をまとめております。今回の対象は平成19年度の入札の事業と平成20年度の入札の事業でございます。それぞれ、22の登記所、135の登記所が対象になっております。

この事業の確保されるべき公共サービスの質につきましては、1ページ目の表の一番下から2ページ目にかけて記載しており、一つは利用者の満足度で、これは利用者アンケート調査で確認しております。その内容は2ページ目の上ですが、総合的な満足度と交付等に要した時間でございます。もう一つの基準としましては、適正な作製・引渡しを挙げておりまして、これは正しく作製し、誤って引き渡さないということでございます。

続きまして、事業者決定の経緯でございますが、2ページ目の下の方、(2)のところから御説明させていただきますと、平成19年度の入札では22の入札単位について2事業者が落札したという結果などを踏まえまして、より多様な民間事業者の参入を確保するという観点から実施要項の見直しを行っております。その結果、3ページ目でございますけれども、落札事業者が2事業者から7事業者へ増加するなど、多様な民間事業者の参入を促進することができたと考えられます。

この事業の評価でございますけれども、今回の評価は法務省から提出された実施状況の報告、これは9ページ目から始まる別添ですが、この内容を踏まえて行っております。

まず、公共サービスの質でございますが、4ページ目のとおり、先ほど申し上げました利用者の満足度について、総合的な満足度と要した時間、両方の基準について、すべての箇所において、すべての回の調査において基準を達成しております。続きまして、もう一つの基準である適正な作製・引渡しの状況でございますけれども、これは5ページ目の上の表に過誤処理の発生状況を記載させていただいております。この表のとおり、過誤事案、それから減額対象事案が発生しております。

これらの分析でございますが、5ページ目の(2)のとおり、利用者満足度につきましては実施要項で定められた基準を達成しており、また、国が実施した登記所の結果や従来の実施状況とほぼ同等程度の結果が得られていることから、質が確保されたものと評価しております。一方、適正な作製・引渡しにつきましては、過誤処理の1庁当たりの年間平均発生件数を比較しますと、発生件数が多くなっているという状況がございました。こうした過誤処理を発生させないための対策を検討する必要があるのではないかと記載しております。

続きまして、経費でございますけれども、6ページ目の上の表に経費の状況をまとめてございます。(2)の分析で書かせていただいているとおり、大幅な削減が図られていると評価しております。

その他の実施状況でございますが、6ページ目の4(1)で民間事業者の発案による取組を記載しており

ます。それから（２）につきましては、実施要項に基づいて発出された改善指示の状況について記載しております。7件の発出がございました。発出の主な理由としましては待ち時間が長い、過誤事案の多発、報告の未提出、提案内容が履行されていないということでございます。それから、（３）のその他のところでございますが、一部の大規模な登記所において待ち時間が長いという状況が見られ、これは業務開始当初の一時的なものと考えられますが、業務を円滑に開始するための対策が重要ではないかと記載しております。

今、御説明させていただいた状況の総括は、7ページ目の5のとおり、まず、質について、利用者満足度は基準を達成している一方で過誤処理の件数が多く、減額措置の事案も発生しております。経費については大幅な削減が図られております。

この登記簿等の公開に関する事務の事業につきましては、監理委員会で御審議をいただいている計画において、今後も引き続き民間競争入札を実施することとしておりますので、今後も多様な民間事業者の参入を促進しつつ、過誤処理、改善指示、業務開始当初の状況などを踏まえて実施要項の検討を行っていくことが必要であるとしております。

登記簿等の公開に関する事務の事業については以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。続きまして、「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務」についての御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3を御覧ください。こちらは林野庁所管の「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務の実績評価」についてまとめております。

こちらの内閣府の評価（案）の方につきましては、別添の林野庁から提出されております「実施状況」に基づきましてまとめております。

まず、資料3の1ページ目、事業の概要のところを御覧ください。まず、業務の内容ですが、庁舎の警備、清掃、設備管理業務、こちらが対象となっております。契約期間の方は平成21年度の単年度での例外的な実施となっております。これは国有林野事業の特別会計の見直しが予定されていたという事情によって、例外的な単年度での実施となっております。

業務に当たり確保されるべき質ですが、利用者の満足度ということでアンケート調査を行っております。品質の維持とか施設設備の保全というところで管理・運營業務の不備に起因する冷暖房、給湯施設の停止がないこと、管理・運營業務の不備に起因する破損、損傷がないことということをや要件としております。

3ページから評価になってきております。

3ページの下のところに対象公共サービスの質ということで、利用者満足度のアンケートの集計結果をまとめております。要求水準は85%以上ということで設定させていただいておりますけれども、7月、8月期に行った調査、また11月末に行った調査ともに85%を上回るような結果となっております。

4ページを御覧ください。

（イ）のところでの評価をまとめております。実施要項に定めている評価の時点は8月末ということになっておりますが、11月末の調査も8月末時点の数字を上回るような結果が出ておりますので、8月末を過ぎてもサービスの改善が進んでいることが見て取れます。

次に5ページに進んでいただきますと、下の方の（２）のところ、実施経費がございました。ここで従来の実施経費との比較というところで記載がございました。

従来費用は平成 19 年度の実績値になりますけれども、1,600 万円ほどになっております。それに対して平成 21 年度の実際の契約額の方は 1,200 万円ほどとなっております、林野庁側としては約 450 万円の経費削減となっております。

こちらが別添の資料の 3 ページを御覧いただきたいのですが、こちらの真ん中のところ、これが林野庁から提出されました実施状況の報告の中で実施経費との比較がなされていますが、真ん中の※印のところになります。

従来の実施についても警備、清掃、設備管理といった定型的な業務ごとの委託でありまして、これをまとめた本事業における実際に要した経費については、事業終了前のため国の支払額が確定していないことですので、契約額を用いております。

ですので、こちらは実施省庁が事業者実際に支払った金額ではなくて、当初の契約額と比較をさせていただきます。

内閣府の評価（案）の 6 ページに最後に「まとめ」ということになります。

実際の受託事業者の創意工夫の部分ですけれども、実施要項には記載がなかった床の剥離清掃といった業務も、事業者の提案によって実施されております。

これまで応札者は 2 者しかなかったのですが、実際、応札者は 8 者になっております。こちらの応札者が増えた要因ということですが、実際、林野庁から受託事業者にお聞きいただいております。それによりまずと、官報公示により入札情報が多く民間事業者にも周知をされまして、応札者の増加を想定した民間事業者が企画提案を洗練されるとともに、入札金額を切り詰めた結果であると考えられます。

今後の方針ですけれども、現在、この建物は耐震改修工事が予定されておりますので、その耐震改修工事終了後の複数年度での民間競争入札の導入について、平成 22 年 6 月に基本方針の改定が予定されておりますので、その方向で措置をしていく予定であります。

以上になります。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして「農林水産省統計 3 調査」につきまして御説明をお願いいたします。

○事務局 引き続きまして、内閣府から農林水産省所管の 3 統計調査につきまして実績評価を御説明させていただきます。

こちらの評価につきましては、3 月 23 日に入札監理小委員会を開催させていただきまして、小林主査、逢見副主査、それから統計調査分科会の委員の先生方にもお越しをいただきまして御審議をいただきました。

では、この評価の内容につきまして御説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料 4-1 が「牛乳乳製品統計調査」になります。4-2 が「生鮮食料品価格販売動向調査」、4-3 が「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」ということでございます。

こちらの 3 つの事業、いずれも平成 20 年 11 月からの 2 年間の事業ということで実施をされてきております。今回の評価につきましては 21 年の調査、21 年の 1 月から 12 月分の調査、こちらの実施状況を評価させていただき、この先、22 年度から実施する次の事業、23 年調査以降の事業につきましてその計画、あるいは実施要項といった中に反映させるという趣旨で実施させていただきました。

初めにこの 3 事業全体の傾向をお話をさせていただきますと、民間事業者の方に工夫をいただきまして、

オンラインの調査、FAXの調査というものを導入いただきまして、従来の実施の方法よりもより効率的な方法を工夫していただき、実践いただきました。

その結果としまして、達成すべき質、回収率が中心でございますが、これもしっかり確保されております。また、従来経費を下回る価格で落札をされているということで、経費面についても削減がされているというところでございます。

ただ、一方で実施されている中で、特に事業開始当初ですが、調査票の審査、あるいはその審査をした結果、必要な内容を調査客体に疑義照会を行うという業務がございます。これがなかなか確実に実施ができなかったというようなところ。あるいは実施者の方への報告期日が遅れしまうということもちょっと問題としてあったところでございます。

これにつきましては、個々、次の事業実施に向けて必要な措置をお願いしたいと考えております。

それでは、各事業の方でちょっとお話をさせていただきます。

まず、資料4-1でございます。「牛乳乳製品統計調査」についてお話しさせていただきます。「評価のまとめ」が7ページのところでございます。こちらを中心にお話をさせていただきます。

まず、実施状況を把握させていただきました上、以下の点に留意いただきながら、(1)から(5)と書かせていただいております。

こういったところに留意いただきつつ、次の民間競争入札を実施していただきたいと考えているところでございます。

まず、1点目としましては、サービスの質の設定に関してでございます。現在の質の設定の中で事前に調査客体から、すべての客体から調査協力を得るということ。あるいは回収率を100%とするという質の設定がされてございます。

これに関して、21年の実施状況を見ますと調査協力依頼、回収状況につきましても、それぞれ数件、実はちょっと協力が得られなかったところがございます。ただし、これにつきましては農林水産省、実施者の方も調査客体の方に訪問等をしていただいて、協力依頼をお願いしていた中での結果ということで、評価につきましてはほぼ達成できたということでさせていただいておりますが、やはり100%、すべてという目標につきましてはその事業者だけではなくて、実施者も連携していただいて、双方が実現する目的、目標ということで設定をいただきたいというのが(1)でございます。

(2)につきましては、これまでオンライン調査は導入していなかったのですが、事業者さんの工夫をいただき導入しました。結果としまして、9割の客体が導入されたということがございまして、次の事業におきましてはどの事業者が受託をされても、そのオンライン調査ができるようにということで、そのシステムの整備を、是非、お願いしたいということでございます。

また、(3)の方ですが、報告のあった調査票を農林水産省が審査をした結果、事業開始当初を中心に、若干、その報告値の修正の発生がございました。こちらにつきましては調査票、その個票審査を確実に実施していただくということで、審査に必要な資料を提供していただくということでございます。

それから、具体的な審査の内容、方法を実施要項に記載していただきたいということと、特にこれは毎月調査でやっている部分もでございます。毎月、数多く客体の疑義照会を行っていただくということがございまず、そういった疑義照会をスムーズに実施できるように客体との良好な関係を維持するための取組みの

提案を事業者から求めて、これを評価する、評価項目として設定するというを考えていただいたらどうかということでございます。

(4)の方では、事業開始当初、ちょっと報告期日が遅延してしまったところもございました。業務開始当初から円滑な業務実施ができるようにということで、十分な時間的余裕を持った詳細な引継ぎをお願いしたい。また、特に業務開始当初はスケジュール管理を徹底いただき、事業者への適切なサポートを、是非、お願いしたいということでございます。

最後の(5)につきましては、業務経験を積んでいただきまして、その事業者の工夫を生かしていただくという観点で業務範囲の拡大ですとか、あるいは契約期間の延長をお願いしたいということでございます。

こちらが「牛乳乳製品統計調査評価」のまとめということでございます。

続きまして、資料4-2「生鮮食料品価格・販売動向調査の実績評価(案)」でございます。

こちら「評価のまとめ」というところでお話をさせていただきます。ページは5ページになります。こちらにつきましても、次の事業に向けまして6ページ目にわたって書かせていただいておりますが、大きく4点について御考慮いただきたいということで書かせていただいております。

(1)でございますが、こちら、調査票の審査につきまして開始当初、実質的な審査につきまして、民間事業者に代わりまして農林水産省が実施してきたという報告がございました。

これにつきましては、調査票審査を確実に実施していただくという観点で、先ほどの牛乳乳製品統計と同じではございますが、審査内容、あるいは審査方法を具体的に実施要項に記載をいただくというようなことです。

それから、調査票審査、それから疑義照会についてもサービスの質として設定をいただくということも考えられるのではないかと考えております。

また、(2)の方では正確かつ効率的に実施をいただくという観点で、必要な資料を提供いただくということと、(3)の方、内容的には6ページの方に入ってしまうんですが、こちらの方では調査票審査を確実に実施できる事業者を選定するという観点で、必要な評価項目の配点を高めつつ設定をいただくということと、これから事業開始当初から円滑に実施できるようにということで、引継ぎの観点。それから、業務開始当初の適切なサポートというところを求めていきたいということでございます。

また、(4)はまた業務経験を生かしてという観点で契約期間の延長を求めているということでございます。

続きまして、「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」でございます。資料は4-3になります。こちらも同様に「評価のまとめ」ということで、5ページから6ページになりますが、内容的には6ページの方になります。

こちら大きく4点に分けて次の事業に向けて対策をお願いしたいということでございます。報告のあった調査票につきまして農林水産省が審査した結果、報告値の修正が見られました。

これにつきましては、調査票審査を確実に実施していただくという観点で、(1)になりますが、具体的な調査票の審査の内容、方法を実施要項に明記をいただく。あるいは必要な人員体制、こちらを民間事業者が想定できるように必要な情報を実施要項の中でも情報開示をいただくということに触れさせていただいております。

また、(2)では効率的に正確に実施するという事で、必要な資料は確実に提供いただきたいという趣旨のことを書かせていただいております。

また、(3)ですが、開始当初ですが、審査に必要となった調査客体の疑義照会がなかなか完結できなかったということが、状況として見られました。このため、事業開始当初から円滑に業務を実施いただくという観点で、引継ぎをしっかりとやっていただくということと、事業開始当初、適切にサポートをいただくということを書かせていただいているところでございます。

(4)につきましては、先ほどの2件と同様でございます。業務経験を生かすという観点から契約期間の延長ということを求めているということでございます。

駆け足で恐縮でございました。説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告につきまして御意見、御質問がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

○小林委員 最初の「登記簿等の公開に関する事務」ですけれども、これはサービスの質のところ、やはり正確性がすごく重要な観点だと思うのです。この過誤処理件数が多かったというその原因、どういうプロセスの問題があったのかということまで分析なさったのかということと、それから、これはアンケート調査の結果が出ていますが、これは総数が出ていないので、どのぐらいのボリュームのアンケートをやったのかわからないのです。

もし私が見逃していたら、それを教えていただければと思いますし、もし正確に渡されていない人がアンケートに答えたら、「満足できなかった」という答えになるかもしれないと思ひまして、その辺のことをちょっと確認させてください。

○落合委員長 それでは、お願いをいたします。

○事務局 過誤処理の状況でございますけれども、データとしましては資料の55ページに「事業者別の過誤処理件数」も掲載させていただいております。御指摘のありましたその過誤処理のプロセスにつきましては、入札監理小委員会でも委員の先生から御指摘をいただいたところでございまして、不慣れによるものなのか、従事者の能力によるものなのか、それともそのほかに問題があるのか、そういう分析をきちんと行うべきというご指摘をいただいております。これは次の実施要項案の審議までに、事業を実施する法務省とともに検討していきたいと思っております。

個々の事案の分析につきましては、各法務局で当然、その状況の把握、打合せ、指示等は行っていると聞いておりますが、そういった情報の共有も重要ではないかと考えられますので、そこも併せて法務省とともに検討していきたいと思っております。

それから、もう一点のアンケートの回収数でございますが、今回の資料では回収数は掲載してございませんでした。申し訳ございません。回収率のみ掲載しておりました。回収数につきましては、法務省で当然把握しているものですので、次の評価のときなどには掲載を考えたいと思います。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。榎谷委員。

○榎谷委員 今の件で、回収については事業者の方が回収するのではなくて、たしか法務局で回収するということでしたね。だから、例えば事業者の方が回収して、これはまずいからちょっと伏せておこうとか、そういうことはできないようにはなっていますよね。

○事務局 基本的に、この事業の対象となっている乙号事務を実施する場所には民間事業者の職員しかおりませんので、アンケート調査票を手渡ししたり、それを回収するというのは民間事業者が行っていると聞いております。

その集計、分析等は勿論、国の職員が行っておりますが、回収は民間事業者だと聞いております。

○樫谷委員 わかりました。それから、もう一点。

○落合委員長 はい、どうぞ。

○樫谷委員 それで、今の原因の中でやはりかなりの部分はその当初、事業開始当初のトラブルといいますか、それが1か月、2か月、3か月ぐらい続きますが、ただ、この段階で、残念ながら、かなり収束をしますけれども、やはりある一定の数は過誤が出ますので、その原因について、今、御説明いただいたような形でもう少し分析できるような形ということでございます。

○落合委員長 もしよろしければ。はい、どうぞ。

○渡邊委員 私もちよっと入札監理小委員会で担当させていただいたので、一言、申し上げておきたいと思っています。して、分析の仕方が多分、そのアンケートの回収方法なのか、その聞き方の問題なのか、今後、恐らく改善が必要になると思われるというのがやはり複数ございます。して、例えば、今、一番最初の不慣れな期間であるとする、最初の1か月、2か月、対応する話なのか、半年ぐらいは対応しなくてはいけない話なのか、その深刻度とか、そういう今後の対応をする上ではアンケートでもう少し有意な回答が引き出せるような形という工夫も必要になるかと思えます。

それから、これは国、実施庁と委託開始庁で単純に比較の数字が出ていまして、1庁当たりの年間平均が本当にこの比較でいいのかどうかとか、恐らく、どうしても今回やったアンケートの手法や調査の集計の仕方によって、今回はどうしても限界が出るとは思いますが、次回から問題を把握して、その問題にスペシフィックに応じる対応がとれるように、そういう意味でもう少し工夫をし、問題を究明して、もし最初、不慣れなものだとすると、もともと登記簿についてはトレーニングが相当程度必要だということで開始された事案ですので、そういう意味ではトレーニングの工夫とか改善の余地は今後あるかと思えますので、是非、その辺りを今後の動きにつなげていただきたいと思います。して、審議を終えました。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、よろしければこの内容で異存はないということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存はないようですので、そのようにさせていただきます。そうしますと、次の議題ですが、これは「農林水産省統計3調査の事業計画(案)」についてということですが、これも統計調査分科会において審議をいただいておりますので、その結果につきまして同分科会の前原主査の方から御報告をお願いいたします。

○前原委員 「農林水産省統計3調査の事業計画(案)」につきましては、「公共サービス改革基本方針別表」におきまして平成22年度以降の事業については監理委員会と連携しつつ、本年3月末までに策定することとされております。

平成22年3月23日の入札監理小委員会で実績評価の審議を踏まえまして、平成22年3月26日に統計調査分科会を開催し、審議を行いました。

お手元の資料5-1が「牛乳乳製品統計調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」、資料5-2が「生鮮食料品価格・販売動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」、資料5-3が「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」であります。

3調査とも共通しまして、民間事業者の実施経験を生かして創意工夫を促し、調査の質の維持・向上、経費削減をより一層図るという観点から、契約期間につきましてはこれまでの2年から3年間に延長するというところでございます。入札は平成22年7月に実施しまして、平成22年11月からの契約を予定しております。

また、平成21年調査では事業開始当初の実施状況に、先ほどお話がありましたように、若干、問題も見られましたけれども、実施要項に反映させるなどの必要な措置を講ずることとしております。

そのほか、「牛乳乳製品統計調査」につきましては、対象範囲について調査票の集計等の業務を加えてより包括的な範囲に拡大することとしております。

簡単ですが、以上、報告させていただきました。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして前原主査の御報告のとおり、監理委員会としては異存がないということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がないということにしたいと思います。続きまして、次の議題ですが、「実施要項案審査の指針と手続の見直しについて」、最初に事務局より御説明をお願いします。

○山西参事官 説明させていただきます。お手元の資料6は資料6-1から資料6-7まででございます。まず、資料6-1に基づきまして概要を説明させていただきたいと思います。

背景といたしまして、指針と手続の見直し。これはこれまで3年間の間に実施要項が87件にも上っていると。そこでこれまではやはり最初からつくり上げるということで、委員の皆様の御足労もそうだと思いますが、いろんな意味での御苦労もそうだと思いますけれども、事務局の方といたしまして、今、各省庁に実施要項をこういう形でつくるんですよということで、かなり付加価値をつけるという作業をやっていたのですが、3年間たって、いろんな実績が出てきたら、これは基本的に各省庁の方でやってもらうのがもとの趣旨ではないかと。実施要項は、主語は各行政機関がつくるということになっているということでございます。

そういう中で、1の（2）でございますけれども、本事務年度の実際の作業を見ている、問題になっているものとしたしましては、注にもありますけれども、防衛省の独立行政法人が実施要項をつくってきたら、すべて「仕様書のとおり」、「別紙のとおり」と書いてあって、実施要項が何を書いているのかわからないとか、あるいは非常に基礎的な、経済産業省の所管の独法の場合は、今、担当してもらっている受託先で何ら試験業務について問題は起こっていないのだから損害賠償についての規定をわざわざ置く必要はないのではないかとという基礎的な主張をされるということで、審議が長引く。こういう問題が一方で起こっている。

3点目といたしまして、こういうことがございますものですから、今の小委員会の各主査、副主査、そして専門委員の方からいろいろ問題点について聞いた上で、昨年の秋からいろいろと問題点、どういう観点から直したらいいのかという形での意見の集約をさせていただいた上で、この3月に事務局の方が各委員の御意見も踏まえた案をもう一度作りまして、それで今の案をつくらせていただいたということでございます。

実際の対応方針がこの2の(1)から(3)までありますが、まず第一といたしましては、指針として実施要項と情報開示がありますけれども、さまざまな抽象的なわかりにくい表現を変えるという意味でいうと、全面的な改訂をしております。

例えば先ほどから榎谷主査、小林副主査の方からも御意見があったとおり、最初は非常に理想的なガイドラインだったものですから、例えば個別に民間の創意工夫が必要なことから、仕様書のようなことを行政側が言うべきではないということまでがガイドラインに書いてあったのですが、情報開示として官庁がやっているノウハウが今までどういうやり方になっていたのかというものをちゃんと添付しなさいと。

要するに、仕様書をそのままやれと言ってはいけませんが、ちゃんと情報開示はつけてくるようにという対応がなされていなかったという問題があったり、あるいは「確保すべき公共サービスの質」という言葉が非常に抽象的なもので、これに基づいて事務局の各補佐も対応していますが、各役所にとっては非常に抽象的でわかりにくい。

それぐらいであれば、具体的に達成目標として何を置いているのですかという、もっとプラクティカルな仕事のやり方をしてもらったらどうか、あるいは先ほどからも実績評価でも問題になっていますが、アンケート調査は今回、この毎回審議をするときには非常に重要な指標ということが出来ますけれども、例えば施設管理のときに使った研修生のアンケート調査だけが達成目標なのかという、当然、泥棒に入られないこととか、そういうものをどうやって指標に置くのかということが非常に抽象的であり、単に定量的な指標を置きなさいとか、できる限りわかりやすく書いているだけではなくて、例えば個別の事業評価で使っている指標を使ってみなさいとか、アンケートも使うけれども、それ以外にわからないところはちゃんと担当者、あるいは受託事業者からのヒアリングの結果というものも、実績評価においてはちゃんと計測すべきモニタリングの指標になるんですよと。そういうプラクティカルなものを追加させていただいたということでございます。

2の(2)がそういうものをもとに、各資料でガイドラインはついていますが、チェックリストが資料6-5についております。資料6-5の冒頭で、これは各主管課長が各役所の中の会計課、総務課、文書課、政策評価担当部局でのチェックをちゃんと受けているということで、ちゃんとサインを、○、×をつけなさいということもついている。

これは委員の方からの御指摘でしたが、個別の今までの問題になっているものについてちゃんと各役所の方で○×チェックをしてきてくださいと。今までのガイドラインは事務局の担当者がチェックするためのチェックリストでしたが、各役所の方でこういうものでチェックリストをつけて、官房の取りまとめのところで了承をいただいてくるという形のものにしたということでございます。

資料6-1に戻ります。

2の(3)でございますけれども、こちらの方は(3)といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、①はまず基本的に担当部局がつくった上で官房のチェックを入れて、会計面、法律面の審査を適正にもらうこと。そして、そのチェックリストを利用すること。そして、十分なスケジュールを持って会議の方には臨むことと。

そういう形の見直しをさせてもらったということが、この「審査の指針と手続の見直し」の概要でございます。

あと、もう一点、つけ加えさせていただくことといたしまして、本日付で各役所にも連絡しようと思っておりますが、資料6-7といたしまして、「暴力団の排除手続の見直しについて」がついております。

これは、暴力団の排除手続はもともと法律ができるときに、内閣法制局の参事官の方から特にさまざまな委託がされるときにはやはり暴力関係の者のチェックをきちんとやるようにと言われた経緯で、手続を整備して警察庁のチェックができるようにということでやってきたのですが、要件がかなり厳格だったということから、いろいろと簡素化の要望があったところでございます。

それがずっとこの半年間ぐらい交渉をしていたのですが、まとまった内容がここにまとめられております。重立ったところは資料6-7の1から4でございますけれども、基本的に今までは入札参加事業者すべてに対して入札参加、応札するときに住民票の写しを役員については持ってきなさいということになっていたのですが、今後は落札した方、落札者のみはその落札決定後、速やかに対象となる役員等の住民票の写しをつけきたらいいという形に変更したということ。しかも、その住民票の有効期限は3か月から6か月以内に拡大したこと。

一方で、今回、明確に書かせていただいたことで、今までは再委託先についてはきちんとした規定がなかったのですが、再委託先にも暴力団やその関係者がいないということを誓約させるという手続を通告させていただいたこと。

あともう一つ、資料6-7の3と同じで警察庁からの要請があったのですが、企業によっては通報、何らかの怪しい関係者、暴力団関係者がいるときにはきちんとその通報をする制度を利用している行政機関もございます。そういうところではちゃんとこの通報・報告制度を活用すること。

そういう内容の運用要領になるように本日付で改訂をしたということにいたしまして、これを各役所に流させていただくことにいたしております。

今回の実施要項の見直し、ガイドラインにおきましてもこの新たな暴力団排除手続が盛り込まれることになっておりますし、あと、この点についてはいろいろと民間事業者の方から手続が非常に面倒だということになっておりますので、これは実施要項のガイドラインの方にも、そういう場合にはこの暴力団排除手続の考え方についての質問への対応が、今、ホームページでも公表しておりますので、そういうものでも対応してくださいということが実施要項のガイドラインでもついているということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、本件につきまして監理委員会として了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、監理委員会として了承ということにいたします。今までの議題のところでも公開でやってきたわけでありまして、次の議題は非公開で行うことにしたいと思いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)